

一般社団法人青森ソーシャルサポート
令和7年度 相談支援従事者 初任者研修 実施要綱

1. (開講) 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び多様な事例に対する相談支援に従事する者の資質向上等を目的とする。

2. 実施事業者

一般社団法人青森ソーシャルサポート（以下、当法人という。）

3. 協力事業者

一般社団法人青い森学館

4. 研修期間（日程）及び実施方法等

【講義】令和7年7月29日（火）、7月30日（水）

【演習】令和7年8月28日（木）、8月29日（金）、9月26日（金）、10月23日（木）、
10月24日（金）

【実施方法】講義及び演習は集合形態で実施する。

【インターバル演習】※演習のみ受講者及び全日程受講者が各自で実施

※演習2日目終了後と演習3日目終了後に個別に行います。受講者自ら勤務している事業所（法人内事業所）等から、「サービス等利用計画案」を作成するために適当な事例を選定し行います。適当な事例を選定できない場合は、事務局へお問い合わせください。各圏域の主任相談支援専門員等からケースの紹介等の便宜を図ります。

5. 会場

【講義】アウガ5階「A V多機能ホール」（青森市新町1-3-7）

【演習】青森県水産ビル7階「大会議室」（青森市安方1-1-32）

6. 対象者

下記条件をすべて満たしている者であって、過去に修了した研修内容等に応じ、カリキュラムに定められた受講日のすべての科目を受講できる者。※最終頁のフローチャートもご参照ください

①講義のみ受講の方

- ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事する予定がある者

②演習のみ受講の方

- ・令和2年度以降において、国又は当道府県が実施した相談支援従事者初任者研修の講義部分を修了した者

③全日程（講義と演習）受講の方

- ・令和8年度（令和9年3月31日まで）に青森県内等の指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事する予定がある者

- ・受講申込時までに、別添「相談支援専門員の実務要件」を満たしている者

7. 受講申込み方法

本研修の申込みは当法人ウェブサイトに掲示する応募フォームより受け付けます。

研修資料等はメールにてデータを配布する予定となっております。

※ご登録のメールアドレスは、パソコンのアドレスのみとさせていただきます。

※応募フォーム申込時に受付完了の返信メールは送信されません。申込時の最終画面で到達を各自ご確認ください。

8. 募集期間

令和7年5月19日(月)～令和7年6月20日(金)

9. 受講者の決定

主催者側で過去の研修修了年度や申込書の記載内容を考慮の上、受講決定を行うものとします。受講の可否については後日申込者全員に通知します

①講義のみ受講の方

- ・指定障害福祉サービス事業所（新規開設予定を含む）において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、申込み段階で別添「サービス管理責任者の実務要件」又は「児童発達支援管理責任者の実務要件」を満たすまでの期間が2年以内の者。
- ・同一事業所から複数の申込みがある場合は、優先順位の高い者。

②演習のみ受講、及び全日程受講の方

- ・令和7年度中に相談支援事業所に相談支援専門員として従事する予定があるが、相談支援専門員の資格がない者。
- ・令和7年度及び令和8年度において、新規に相談支援事業所を開設する事業所に相談支援専門員として従事する予定であり、当該事業所の相談支援専門員の配置基準を満たすために必要な場合であって、かつ、現に相談支援専門員としての資格がない者。

- ・申込み段階で、別添「相談支援専門員の実務要件」を満たしている者。

※応募フォームに従事開始予定日が未記載の場合は優先順位が下がる場合があります。

10. 修了証書

研修の全日程を終了した者に修了証書を交付します。

※講義のみ受講者には受講証明書を交付します。

11. 受講料

- ① 受講料として以下の金額を徴収します。

・講義のみ：15,000円

・演習のみ：40,000円（※一般会員は35,000円）

・全日程：55,000円（※一般会員は50,000円）

※受講申込時点で、令和7年度の一般会員申し込み及び入金が確認できた方が対象となります。

- ② 受講料は後日当法人が指定する銀行口座へお振込みいただきます。

※振込手数料は各自ご負担ください。

- ③ 中央法規出版「改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」(税込 3,850 円) の購入が必須となります。受講者で各自ご購入をお願いします。

※テキストは申込みから着荷まで1週間程度かかります。余裕を持ってご準備いただくようお願いいたします。

※**令和7年2月に改訂となっておりますので改訂後のテキストで受講をお願いします**

※QRコードが読み込みできない方は【中央法規 改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編】で検索ください



12. その他

- ① 当法人は青森県指定事業者として本研修を企画・運営を行っておりますが、他県からの応募も可能しております。ただし会場の都合等により受講者数の調整を行うことがあります。
- ② 本研修は、指定相談支援の提供に当たる者が受講しなければならない研修です。
- ③ サービス管理責任者等基礎研修を受講する者は、本研修の講義部分を受講してください。（過

去に講義部分を受講済みの者を除く。) ※基礎研修は実務経験が2年に満たない段階から受講可能です。(別途「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務要件」参照)

- ④ 遅刻、早退、その他受講態度不良であると判断した受講者については、講師及び実施事業者で協議の上、それ以降の受講を認めない場合があります。
- ⑤ 会場の駐車場はご利用いただけません。公共交通機関を利用するか、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ⑥ 本研修に関する個人情報保護に関する配慮等は、当法人の個人情報保護方針(以下「保護方針」という。)に則って以下の通り実施するものとします。
 - ・保護方針の当法人ウェブサイトへの公開
※青森県から名簿等の提供の求めがあった際には提出します。
 - ・本研修受講者及び講師に対して、個人情報漏洩防止のための指導や措置
- ⑦ 障がい等を理由に配慮やサポートを要する受講者に対しては、当該受講者の申出により必要な措置を講じます。申込時等に事務局へお申出ください。
※人員及び会場等の都合により十分に対応できない場合もありますので予めご了承ください。
- ⑧ 感染症への対策は開催時の状況に応じ、必要な対策を講じます。
- ⑨ 実務要件等、申請内容に虚偽があった場合は研修受講及び修了を取り消せるものとします。
- ⑩ 上記④・⑨に該当する場合、研修中・修了後に関わらず受講料の返還は致しません。

1.3. カリキュラム

【講義】

研修日時		時間(h)	科目名	
7月29日	火	10:00 ～17:00	5.0	障害児者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義
7月30日	水	9:00 ～12:00	3.0	相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義
		13:00 ～17:00	3.0	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義

【演習】

研修日時			時間(h)	科目名
8月28日	木	10:00 ～17:00	6.0	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 (31.5 h)
				相談支援の実際① (受付・初期相談・契約)
				相談支援の実際② (アセスメント及びニーズの把握)
				相談支援の実際③ (目標設定と計画作成)
				相談支援の実際④ (評価及び終結)
				インターバル実習ガイドンス
				実践研究1 (実践例の共有と相互評価Ⅰ)
				実践研究2 (実践例の共有と相互評価Ⅱ)
				実践研究3 (3-1)
				実践研究3 (実践研究とサービス等利用計画作成) (3-2) 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り

※開始・終了時刻はおおよそです。今後変更になる可能性があります

14. 対応窓口

一般社団法人青森ソーシャルサポート 事務局
お問い合わせフォーム →→→→→



相談支援従者者（初任者研修）・サービス管理責任者等（基礎研修）

取得フローチャート

